

(第1回臨時政府間委員会会議資料)

議題6 決議付属文書

人類の無形文化遺産の代表的一覧への記載基準

提案しようとする締約国は、政府間委員会が示すことになる書式に則った記載提案書の中で、代表一覧への記載提案要素が次の基準を全て満たしていることを証明することを求められる。

- R.1. 要素が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- R.2. 当該要素が記載されることによって、可視性、当該無形文化遺産の重要性の認識及び対話を確保することに貢献し、もって、世界中の文化的多様性を反映し、人類の創造性を証明するものであること。
- R.3. 当該要素を保護し、促進することができる保護措置が図られていること。
- R.4. 当該要素が、関係のある社会、集団、又は場合によっては個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の、説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- R.5. 当該要素が提案しようとする締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

議題6 決議付属文書

緊急的保護の必要性のある無形文化遺産一覧への記載基準

提案しようとする締約国、又は著しい緊急性のある場合には提案者は、政府間委員会が示すことになる書式に則った記載提案書の中で、危機一覧への記載提案要素が次の基準を全て満たしていることを証明することを求められる。

- U. 1. 要素が条約第 2 条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- U. 2. a) 関係のある社会、集団、又は場合によっては個人、及び締約国の努力にもかかわらず、その存続が危機に瀕しているため、緊急の保護の必要性があること。
b) 即時の保護がなければ存続が見込めなくなるような重大な脅威に直面しているため、著しく緊急の保護の必要性があること。
- U. 3. 関係のある社会、集団、又は場合によっては個人が当該要素の実演と伝承を続けられる保護措置が図られていること。
- U. 4. 当該要素が、関係のある社会、集団、又は場合によっては個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の、説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- U. 5. 当該要素が提案しようとする締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。
- U. 6. 著しく緊急な場合は、関係のある締約国は条約第 17 条 3 項に則り、提案要素の記載について協議を受けていること。